

速記録 (平成26年10月3日 第7回口頭弁論)

事件番号 平成25年(行ウ)第472号

本人氏名 [REDACTED] 子

原告代理人

[REDACTED]さんが中学生だった頃のことをお尋ねします。現在、[REDACTED]さんは目の病気でいらっしゃいますが、中学生のときに何か目の病気で生活に不自由がありましたか。

いいえ、何也没有せん。

昼間はどうか。

昼間は山菜がある頃は、山に行ったり、木を切りに行ったり、シダを採りに行ったりして、普通に生活していました。

夜はどうか。

夜は見えにくかったです。

例えば何か覚えているような不自由なことはありますか。

はい。夏休みに子供たちがみんなでラジオ体操へお宮さんに行くんですけど、それが朝早い、暗いうちに行くんですね。そのときに、暗くて田んぼの中に入っていったことが1度ありました。それで母が心配して、学校であっせんしていた肝油を買って飲ませてくれたこともあります。

ほかに何か目の病気をされたことはありますか。

健康診断でカタル性結膜炎と言われたことがあって、目を洗いに二、三回、病院に行きました。そのとき、仮性近視と言われたことはありました。

ほかに、目のことで大きな病気をされたことはありますか。

何也没有せん。

中学卒業後は、〇〇さんはどうされましたか。

集団就職で神戸に就職しました。

どういうお仕事でしたか。

紡績会社でしたので麻糸を紡ぐ仕事をしてました。

それは、目を使う仕事ですか。

、そうですね、機械を1台任されて糸を紡ぐんですから、結構、目は使いました。

夜にも仕事はありましたか。

はい、朝5時から夜10時までを2交替でやってました。

就職される前に、健康診断を受けましたか。

はい、簡単な筆記試験とか健康診断も受けました。

何か問題はありましたか。

いいえ、何も言われたことはありません。

次に、〇〇さんが今回の病気の診断を受けたときのことをお尋ねします。〇〇さんは網膜色素変性症という病気に今、なっぺらっしやいますが、初めてその診断を受けたのは、いつですか。

昭和45年6月です。

なぜ、そのときに診断を受けたか分かりますか。

はい。縁談の話があつて、夜、見えにくいことがあつたので、そのことを相手に隠しておくということもできませんでしたので相手に話したら、一緒に付いて行ってあげるといふことで、高知市内の長山眼科に掛かりました。

そこで何という診断を受けましたか。

網膜色素変性症と言われました。

その後、御縁談はどうなりましたか。

その話は、その同行した方とは駄目になりました。

その後、●●●さんは御結婚されてますか。

はい。そのとき2つほど縁談話があったので、今の主人ですけども、話をしたら、それでも構わないということで、今に至っています。

何を話したか、もう1度言ってもらえますか。

網膜色素変性症という病気を言われて、この間、お見合いした方には断られたけども、それでもいいですかということで話しました。

当時の診断書やカルテは残ってますか。

平成13年9月に院長先生が亡くなってますので、診断書もカルテも取れません。

その院長先生は当時、診断をされた先生ですか。

そうです。

平成14年に障害厚生年金を申請された頃のことをお尋ねします。●●●さんは何という年金を申請しましたか、その頃。

私は厚生年金に加入していたので、障害厚生年金で申請しました。

最終的に認められた年金は、何ですか。

障害基礎年金でした。

それは、●●●さんが申請されたものとは違う年金ですか。

はい、違っていました。

●●●さんは、申請を差し替えたりしましたか。

いいえ、私は全然していません。厚生年金の書類を出したままなんです。

甲第10号証を示す

●●●さんは、この明かりで読めますか。

はい、見えます。読めないところもありますけど、大体大きいところは見えると思います。

これは何の書類か分かりますか。

はい、障害基礎年金裁定申請書です。

甲10号証の1枚目に〇〇さんのお名前と判こがありますが、これは〇〇さんが書いたり判こを押したりしたものでですか。

私の字に似てますけども、私はこういうものに署名したり判を押したりしたことは覚えていません。

この申請をしたときに、病気の初診日の説明はありましたか。

いいえ、私は全然、障害基礎年金の話は全く、一言も聞いたことないんです。

この障害基礎年金では、中学生のときに、夜、目が見えにくかったことなどを原因として年金の裁定がされていますが、そのような説明はこの申請をした頃、ありましたか。

いいえ、ありません。

甲第10号証の5枚目を示します。これは何の書類か分かりますか。

はい、日常生活状況等申立書です。

これは〇〇さんが書いたものでですか。

字は似ているんですけども、私はこういう中途半端な書き方はしません。初診日から書くようになってますから、私はこういう書き方はしていません。

初診日はいつになっていますか。読めますか。

45年6月です。

〇〇さんは当時、初診日はいつだとお考えでしたか。

45年6月です。

結果的には障害基礎年金が下りたわけですが、このことに対して不服申立てを〇〇さんはしましたか。

していません。

それは、なぜか説明できますか。

年金が下りるといふ安心感もありましたし、障害厚生年金の請求書も戻ってきていりませんでしたから、私は厚生、障害年金の分で審査されたものと思っていました。

この障害基礎年金の申請書をいつ書いたか、●●●さんは思い出せますか。

私、書いた記憶は全然ないんです。

いつ出したかとかは、覚えてますか。

国民年金のほうは全く記憶にないんです。

甲第8号証を示す

この申請書には「病歴・就労状況等申立書」といふ書類が添付されていますが、●●●さんはこの字は読めますか。

「病歴・就労状況等申立書」、はい。

この書類は大分、空欄が多いですが、●●●さんはこのようにほとんど空欄にして提出したんですか。

いいえ、私は全て書きました。

詳しく書いたということですね。

はい。

甲第9号証を示す

同じく「病歴・就労状況等申立書」が添付されていますが、●●●さんはこの字は読めますか。

「病歴・就労状況等申立書」、はい。

この書類も空欄が非常に多いですが、●●●さんはこのように空欄にして書類を提出しましたか。

いいえ、していません。

それは、たくさん書いたという意味ですか。

はい、もう私は全て書いてます。

もしも、このように書類の内容が削除されていたり変更されていることが説

明されていたら、●●●さんはこの書類で申請しましたか。

いいえ、してないと思います。

最後に、●●●さんが本件に関してお考えのところを述べてください。

私、この障害厚生年金で申請してから、いまだにこの書類は戻ってき
ていませんし、障害基礎年金に差し替えるのであればその説明も欲し
かったですし、障害厚生年金の資料も返してほしかったです。そうす
れば、そのときに状況がどうなっているかも分かったと思いますから、
いろいろの手立てはできたと思っています。

被告指定代理人（川崎）

甲第8号証（原本）を示す

今、話が出た「病歴・就労状況等申立書」という書面について質問します。

3枚目と5枚目の原本を示しますが、これはあなたが提出した病歴日常生活
等申立書、この両方の書面に見覚えありますか。

はい。

似たような書式なんですけれども、先ほどあなたは、「病歴・就労状況等申
立書」について、何か自分が書いたものを消されているのではないかという
ような話があったんですが、この原本をよく見てもらって、何か消されてい
るような痕跡があるかというのを確認していただきたいんですけども。

私も不思議なんですけども、裏面を見ますと署名捺印があるんですね。
私は、社会保険事務局でも原本を見せてくださいって見たんですけど
も、原本にも、ああ、これは原本ですか。

はい、あなたが書いたものなんですけども。

私、ですから、どうしてこういうものができたのか、自分でも不思議
なんです。私は全てを家から書いて持っていきましたから、白紙にす
るというようなことは絶対ありませんし、全て書きました。

あなたは、この「病歴・就労状況等申立書」と「病歴・日常生活状況等申立

書」の体裁が似ているので、両方を混同しているということは考えられませんか。

いえ、そうじゃないんです。私は障害厚生年金で出しましたから、障害厚生年金の国民年金、厚生年金、船員保険という最初の申請書と、診断書と、長山眼科の診断書と「病歴・就労状況等申立書」、これも全て家から書いて出しました。

1枚目を示します。この書面は、あなたが平成14年9月25日に高知東社会保険事務所に提出したものであるということによろしいですか。

はい。

この書面には、あなたの字で書いたところとそうではないところがあるんですけども、これは全体的に、最終的にはあなたが内容は確認されているのでしょうか。

いえ、私は全て、この年金番号、記号とか、そういうところも全て自分で書きましたから、19年に開示して初めてこういうふうに書かれていることが分かって、私は本当に、どうしてこういうものができるのか、もう不思議でなりません。

2枚目の右側にはあなたの厚生年金の加入歴が書かれているんですけども、これはあなたが誰かに伝えたから書いてあるとかいうことではないんですか。

多分、これは私の字ではありませんから。

字ではないんですけど、あなたが伝えたことを書かれたんではないのでしょうか。

いいえ、私はもう、これは自分の字で書いてますから。

14年9月にした障害厚生年金の請求は、あなたの記憶では、すぐ認められましたか。

いいえ、私は平成14年9月に申請しましたから、そして障害基礎年金になったのが15年6月に障害基礎年金という証書が来て初めて知

りました。

まず、あなたは、平成14年11月から12月に掛けて高知東社会保険事務所から、書類が足りないというようなことは言われませんでしたか。

何か送られてきたことはあります。

高知東社会保険事務所から、医証か、又は医証が取れない旨の理由書を追加提出するように言われた記憶はありませんか。

あります。それは渡辺医院の医証を取ってくださいということでした。甲8号証の8枚目を示します。手書きの理由書なんですけれども、これも平成14年11月頃に高知東社会保険事務所から提出を求められて、あなたが書いて提出したものではありませんか。

これは違います。これはアンケートというのを、年が明けて春頃だったと思うんですけども、アンケートが社会保険事務所から送られてきました。そのアンケートを持っていったときに高陵病院、カタル性結膜炎のことをアンケートに書いてましたから、そのときの医証が取れないということで、僕の言うとおりに書いてくださいと言われたのでそのまま書いたのがこの理由書なんです。

それは、いつのことなんでしょうか。

日にちは覚えていませんけど、もう年が明けて春のことだったと思います。

甲8号証の16枚目、平成14年12月5日の障害給付裁定請求書の不備返戻についてという書面の別紙になるんですけども、これは平成14年12月の書面なんですけれども、高陵病院について医証が取れない旨の理由書が添付されているという記載があるんですね。

そうなんです。

なので、これを見たもんですから、あなたが平成14年11月頃に先ほどの手書きの理由書を提出されているんじゃないかと思ったんですけども、それ

でもまだ、違うということですか。

これは全然、これは後付けでできたもんじゃないかなと私は思います。

私はもう、春でしたから。

平成15年3月になっても、あなたの申請は認められなかったということでもよろしいですね。

そうですね。

平成15年3月頃になって、高知東社会保険事務所から、事務所に来るようにという連絡を受けませんでしたか。

受けていません。ただ、診断書が送られてきました。診断書を取ってくださいという診断書が送られてきました。

あなたは平成15年3月13日に、高知東社会保険事務所を訪れてますか。

じゃあ、それは多分、送られてきたアンケートを持っていったときだと思います。

そのアンケートというのが、どういうアンケートのことかよく分からないんですけども、高知東社会保険事務所から、アンケートに答えるようにということアンケートが送られてきたということですか。

そうです。

それを平成15年3月13日に、あなたが高知東社会保険事務所に持っていったということになるんですか。

高知東社会保険事務所に持っていったのは、診断書も取ってくださいと送られてきたこともあるんですね。ですから、診断書が先だったかアンケートが先だったかは分かりませんが、とにかくアンケートが送られてきたのを持っていったのが、私は13日だったと思います。あつ、私は、診断書は多分、社会保険事務所に送ったと思うんです。そしてアンケートを持っていったのが、3月13日だと思います。

あなたは、平成15年3月頃に、あなたの障害は20歳前障害となるから国

民年金で取り扱うという説明を、職員から受けたことはありませんか。

ありません。国民年金の話は一言も聞いたことないんです。

あなたは、平成14年9月に申請した厚生年金が3月になっても支給されていないわけなんですけれども、そのとき、職員にいつ支給されるんでしょうかというようなことは尋ねたりはしませんでしたか。

いいえ、全然、聞いたりも、何もしていません。

厚生年金について、いつ支給されるかというような話も、職員とは一切しなかったんですか。

はい。

甲第10号証を示す

1枚目を示します。先ほど、この字は私の字に似ているというような話をしていたんですけれども、あなたの字かどうか、自分で判別できませんか。

私の字だとは思いますが、私はこういうものに書いた記憶がないんです。

甲第10号証（原本）を示す

1枚目の原本はこのようなピンク色の書面なんですけれども、この原本を見ても記憶はありませんか。

ありません。

甲第8号証（原本）を示す

1枚目の原本は紫色なんです。厚生年金の申請裁定請求書なんですけれども、色がこうやって違うことを見ても、あなたは当初の申請したものと色の違う書面に名前を記入して判こを押したと、そういう記憶は全くないですか。

ないです。私もこれぐらいの区別は付きます。

甲第10号証（原本）を示す

4枚目の原本部分には、厚生年金の加入歴やあなたの自宅の電話番号なども記載されているんですけれども、これはあなたが書いたものじゃないんですか。

私は、書いた覚えはありません。

書いた覚えはないけれども、これを見たら、書いたんじゃないかということはないですか。

私の字に似ているんですけど、私は書いた覚えがないんです。

あなたは今、こういうものを見て、誰かが勝手に私の字に似せて書いたんじゃないかと思っていらっしゃるのでしょうか。

ほかに考えようがないんです、私も。私もそこを教えてほしいんですね。私、書いた記憶がないですから。

あなたは、これまで、内容も分からないような書面に名前などを書いてどこかの機関に提出したという経験はありますか。

私は、アンケートを持っていったときにその職員さんが、僕の言うとおりに書いてくださいと言われた理由書を書いたときに、その職員さんが奥に入って行って何か用紙を持ってこられたんですね。そのときその方が、年金の相談に来た人が書くものですよと言って出されたものが、書いたものがあるんですけども、そのときは眼鏡を持って行ってなかったから、それがどういうものだったかは分かりませんが、その方の言われるままに書いたものが、そのときあるんです。だから、私が社会保険事務所で書いたのは、その理由書と、その何か分からないものを書いた、それだけなんです。私は全て家から書いて持ってきましたから、社会保険事務所で書いたのはそれだけなんです。でも、帰りがてらに、アンケートを持ってきただけなのに、どうして、相談に来た人が書くものがあるのかなと、何の相談もしてないのに何であるもん書いたんだろうかといった疑問を持ちながら帰ったことはあります。それが何だったかは分かりません。

今のお話だと、平成15年3月13日に、あなたは何かよく分からない書面に名前を書いて判こを押したということなんですか。

いえ、判こは押したかどうかは、そのときもう覚えてないんです。
何か内容が分からない書面に、あなたは名前を書いたということですか。

何か書いたことはあります。

書いた記憶はあると。

はい。

そのとき、厚生年金の加入歴などについて書いた記憶はありますか。

いいえ、全然ありません。

名前だけですか。

名前だけだったか何だかは覚えていません。

はっきり覚えてないんですか。

はい、覚えていないんです。

あなたは今、何だかよく分からないものにしたというんですけれども、何だかよく分からないのに、なんで書いたんですか。

職員さんが言われたら、皆さん、書くんじゃないんでしょうか。社会保険事務所に行くと、必ず相談に来た人が書くもんですよ、書いてくださいって書類を出されるんです。いつのとき行っても、そういうものを出されるんです。

何の書面か説明を受けなかったんですか。

別に、受けてないですから。

そのとき、あなたは、私は今、障害厚生年金の請求をされていてそのことに関係あることでしょうかとか、いろいろ職員に聞いたりはしなかったんですか。

全然、聞いてません。職員さんの言うままでした。

あなたは、何も言わずに、言われたまま書いて出したということですか。

はい。

甲第10号証を示す

7枚目を示します。あなたは平成15年4月頃、当初の申請、平成14年9

月の裁定請求時に添付した長山眼科の診断書の日付からもう半年以上、経過しているという理由で、診断書を再提出するように求められませんでしたか。

ええ、診断書を送ってきました、社会保険事務所から、はい。

それに応じて、あなたは町田病院の診断書を取得したということですか。

はい、取りました。

あなたは、平成14年9月の申請について、なんでこんな時間が掛かるんだろうといった疑問は持ってませんでしたか。

いいえ。もう自然、相手任せですから、私、そういうことには全く、待つしかなかったですね。

あなたの話によると、あなたは障害基礎年金の支給決定を受けたとき、それが、あなたが平成14年9月に申請した障害厚生年金とは違う内容のものであるということは理解されたということですか。

はい、年金証書に障害基礎年金ということは書いてましたから、分かりました。

あなたは、自分が申請した内容、裁定請求をした内容と支給決定がされた内容が違うんじゃないかということをお社会保険事務所などに問い合わせませんでしたか。

私は、どうして障害基礎年金なんかなど不思議には思ったんですけども、年金が下りるといふ安心感もありましたし、障害厚生年金の裁定請求書も返ってきていなくもなかったし、また、まして障害基礎年金には障害基礎年金用の裁定請求書が要るといふことさえ知らなかったもので、私はもうてっきり厚生年金のほうで審査されたものと思っていました。でも、あなたに支給されているのが障害基礎年金だといふことを分かっていて、あなたはそれでいいと思っただけではないんですか。

いいとか悪いとかじゃなくて、障害厚生年金に差し替えられたといふことも全然知らなかったですから。